

情報処理推進機構（IPA）との連携に関する利用規約

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）が提供する営業秘密支援窓口（以下「本窓口」という。）において、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）との連携（以下「本連携」という。）をご希望される皆様は、本連携をご利用になる前に以下の利用規約（以下「本規約」という。）をご確認ください。なお、本連携を利用されたことをもって、本規約に同意したものとみなします。

1. 本連携では、本窓口寄せられた情報セキュリティに関する相談において、相談者からご要望があった場合のみ、相談者及び相談内容についてINPITからIPAに情報提供します。
2. INPITは、相談者へIPAの連絡先をお伝えします。
3. INPITは、IPAにおける相談内容の事前整理、相談内容の分析及び分析結果の公表を目的として、別添の「情報処理推進機構（IPA）連携シート」に記載する全ての情報をIPAに提供します。なお、公表時には、相談者及び相談内容を特定できない形に当該情報は整理・加工されます。
4. INPITは、本連携及び相談内容の分析を目的として、別添の「情報処理推進機構（IPA）連携シート」に記載する情報を利用することがあります。
5. 相談者は、別添の「情報処理推進機構（IPA）連携シート」の太線枠内の記入項目に記載する全ての情報及びIPAとの相談内容を、相談内容の分析及び分析結果の公表を目的として、経済産業省に提供するか否かを選択することができます。なお、公表時には、相談者及び相談内容を特定できない形に当該情報は整理・加工されます。

附則

1. 本規約の改定は令和6年4月1日より適用します。

<情報処理推進機構（IPA）との連携を希望する場合>

連携を希望する旨と以下の内容を本窓口の相談対応者にお伝えください。

「情報処理推進機構（IPA）との連携に関する利用規約」に規定された、

- ・ 1～4について、 内容を確認しました
- ・ 5について、経済産業省に 情報を提供します / 情報を提供しません